

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例（平成25年1月9日京都市条例第33号）（文化市民局地域自治推進室）

次のとおり伏見区役所神川出張所の位置を変更することとしました。

変更前の位置	京都市伏見区久我御旅町
変更後の位置	京都市伏見区久我東町216番地
敷地面積	2,870.45平方メートル
構造等	鉄筋コンクリート造4階建て 京都市住宅供給公社が所有する建物（久我の杜センター棟）の1階の一部
床面積	伏見区役所神川出張所部分 643.76平方メートル
施設の内訳	区役所出張所，区民交流スペース及び災害備蓄倉庫
移転予定時期	平成25年5月頃

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第33号

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

京都市区役所出張所設置条例の一部を次のように改正する。

伏見区役所神川出張所の項中「京都市伏見区久我御旅町」を「京都市伏見区久我東町2  
16番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)